

島交企乙第1440号  
島交指乙第456号  
島交規乙第469号  
島免乙第5001号  
令和5年7月28日

関係所属長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」の運用について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第15条の3の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出の対象とならない自動配送ロボット等に係る実証実験に係る道路使用許可については、「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」等の策定について（令和5年4月27日付島交企乙第1291号ほか本部長通達。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、上記届出の対象とならない自動配送ロボット等に係る実証実験について道路使用許可により安全かつ円滑に実施するため、引き続き、別添「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」のとおり運用することとしたので、その取扱いについて事務処理上誤りのないようになされたい。

また、本基準によらずに道路使用の許可を行うことを禁止するものではないが、本基準によらずに許可を行おうとする場合は、事前に交通部交通規制課宛てに報告されたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添 〔略〕